株式会社　東 北 新 社　　定　款

第　１　章　　総　　則

（商号）

第　１　条　当会社は、株式会社 東北新社 と称し、英文では、TOHOKUSHINSHA FILM CORPORATIONと表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

１．映画、テレビ番組、ビデオソフト・ゲームソフト・コンピュータグラフィックソフト等映像、音声、文字、音楽による各種ソフトウェアの企画、制作、輸出入及び販売

２．外国映画、テレビ番組等の日本語版吹替及び字幕制作

３．テレビコマーシャルの企画、制作、輸出入及び販売

４．演劇、音楽コンサート、各種イベント、セールスプロモーションの企画、制作及び運営

５．広告、宣伝に関する情報媒体の企画、制作

６．広告代理業務

７．著作権、工業所有権、肖像権、著作隣接権及び商品化権等の無体財産権の売買、賃貸借、管理及び使用許諾

８．出版物並びに音楽著作物の企画、制作、販売及び利用の開発

９．放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業

10．ケーブルテレビその他メディア用放送番組の編成、供給及び送信

11．インターネット等を利用した映像、音声等の配信並びに会員制サービスに関する企画、制作及び運営

12．映像制作及びこれに関連する分野にかかわる教育事業

13．不動産、放送用設備、スタジオ、撮影・録画・録音機材の賃貸及び管理

14．映画館の経営及びその経営システムの販売

15．通信販売業務

16．美術品、骨董品、貴金属、宝石類の輸出入及び販売

17．映像作品の編集業務

18．ビデオテープ、デジタルビデオディスク等磁気製品の複製

19．放送用機器、家庭電化製品の輸出入及び販売

20．録音用、録画用磁気製品の輸出入及び販売

21. 作家、演出家、俳優、音楽家、歌手、舞踏家のマネージメント及びプロモート業務
22. グラフィックデザイン業
23. 酒類の製造、輸出入及び販売並びに漬物類の加工、輸出入及び販売
24. 家具、インテリア用品、暖房器具、照明器具並びにその原材料の輸出入及び販売
25. スーパーマーケット、薬局及び美容室の経営
26. 建築工事、建物内装工事の設計、施工及び監理
27. 警備業法に基づく警備業
28. コンピュータシステム、ソフトウェアの開発及び販売
29. 職業紹介事業及び労働者派遣事業
30. 前各号に関する調査、コンサルティング及び情報の提供
31. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第　３　条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）
第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）
第　５　条　当会社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむをえない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、７３，１１６，０００株とする。

（自己株式の取得）
第　７　条　当会社は取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利）

第　９　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．取得請求権付株式の取得を請求する権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は毎事業年度末日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

２　株主総会は本店所在地及びその隣接地のほか、東京都区内において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りではない。

３　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によって、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合に株主又は代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は１５名以内とする。

２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

３　取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

３　補欠により選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

４　補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から当会社を代表する取締役を選定する。

２　取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会規程）

第２４条　取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の決議）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によって行う。

２　議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第２６条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は取締役会の決議をもって法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で法令の定める限度まで、その責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第２９条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規則）

第３０条　監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 ６ 章　　計　　算

（事業年度）

第 ３１ 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第 ３２ 条　当会社は、株主総会決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）をする。

（中間配当金）

第 ３３ 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 ３４ 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

付　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１　当会社は、第５４回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２６条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（社外監査役の責任限定に関する経過措置）

２　当会社は、第５４回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において限定することができる。